令和元年10月１日から
幼児教育・保育の無償化がスタートします！

３歳から５歳までの子どもの保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。
また、住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子どもも無償化の対象となります。

■ 保育所・認定こども園などを利用する子ども

- **３歳児クラスから５歳児クラスの全ての子どもの利用料が無償化されます。**
  - ・無償化の対象となる期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校就学前までの３年間です。
  - ・認定こども園（教育部分）については、満３歳から無償化の対象となります。
- **０歳児クラスから２歳児クラスの子どもは、住民税非課税世帯が無償化の対象となります。**
- 通園送迎費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。

※既に保育所、認定こども園などを利用されている方は手続き不要です。

■ 預かり保育や一時預かり事業を利用する子ども

認定こども園（教育部分）の預かり保育

- **利用日数に応じて、３歳児クラスから５歳児クラスは、月額11,300円まで、満３歳（３歳になった日から次の３月31日まで）の住民税非課税世帯は、月額16,300円までの利用料が無償化されます。**

【注意】無償化の対象となるためには、町から**「保育の必要性の認定」を受けるための手続きが必要です。**（認定こども園を経由して申請）

保育所、認定こども園（保育部分）の一時預かり事業

- **３歳児クラスから５歳児クラスまでの子どもは、月額37,000円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までの利用料が無償化されます。**
- 保育所、認定こども園などに在園していない方が対象となります。

【注意】無償化の対象となるためには、町から**「保育の必要性の認定」を受けるための手続きが必要です。**（保育所、認定こども園を経由して申請）

「保育の必要性の認定」とは、就労や妊娠・出産、保護者の疾病・障害などの事由で、保護者が保育できないことの申請を受け、町が保育の必要性などを認定することです。

■ 障害児通園施設等を利用する子ども

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもも、３歳から５歳までの利用料が無償化されます。**
- 無償化の対象となる期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校就学前までの３年間です。
- 認可保育所、認定こども園などと併用する場合、両方とも無償化の対象となります。

※既に障害児通園施設等を利用されている方は手続き不要です。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。 ☎４２－２６４０